

活力ある農業へ

近年の厳しい農業情勢の中で、本町農業経営の安定と産地体制を支援することにより、元気を取り戻し、活性化を促し、発展することを目指す氷川町農業元気づくり支援事業を実施します。

つきましては、本事業を実施希望される人は8月20日(月)までに、申込先までお申し込み下さい。申込用紙は、各申し込み先に準備してあります。

氷川町農業元気づくり支援事業

【事業対象者】

- ① 認定農業者、または認定志向農家であること。
- ② 町税の滞納がないこと。
- ③ 受益戸数が3戸以上の農業者で組織する団体であること。

【事業メニュー】

今回募集する事業メニューは、次のとおりです。補助率は、事業費の3分の1以内です。

(1) いちご優良品種早期産地化対策事業

いちごの産地にとって気候温暖化など生産条件の厳しさはもとより、産地間競争がますます

すまず激化している状況下で産地として維持発展を図るためには、高品質いちごの生産体制の整備による園芸産地を育成することが急務となっております。

そこで、新たな技術や品種の導入などに伴う設備の整備に對して支援します。

(2) 露地野菜根こぶ病対策事業

い草からの転換で全町的に露地野菜の作付が増加している中、近年、アブラナ科野菜の重要病害発生率が高くなっており、各農家でもさまざまな対応がとられています。発生を抑制することが出来ない状況下にあります。

そこで、品質向上と生産の安定化を目指すため、発生率の高い根こぶ病を抑制する資材導入に對して支援します。

(3) 吉野梨優良品種早期産地化対策事業

吉野梨は、近年の温暖化などの異常気象により原因不明の発芽不良や「豊水」や「新高」のヤケ果・ミツ症が多く発生し、品質および商品化率の低下を招いている状況にあります。

そこで、原因不明の発芽不良対策として発生樹の改植と併せて、優良品種「秋麗」への高接を推進することにより、早期産地化が確立され、農家所得の向上を目指します。

(4) 柑橘類品質向上対策事業

本町で栽培される柑橘類は、温州みかんから中晩類まで幅広く生産されていますが、よりよい柑橘産地を目指し、更なる品質向上を図る必要があります。

そこで、温州みかんや中晩類の品質向上を図るため、葉面散布剤の使用を推進し、品質向上と農家所得向上を目指します。

【お申し込み先】

- ・ J A の各生産部会に加入
- ・ 各生産部会事務局へ
- ・ J A の各生産部会に加入していない

氷川町役場 農業振興課へ

【事業内容】

事業区分	事業内容	補助対象資材	採択基準
いちご優良品種早期産地化対策事業	簡易育苗ベンチ施設導入に要する経費に対する補助	エキスバンドメタル	本圃面積10a分以下/戸 (育苗面積180m ² /10a)
露地野菜根こぶ病対策事業	定植前の土壌消毒剤に対する補助	オラクル粉剤・顆粒水和剤、フロンサイド粉剤・SC剤など	本圃面積100a以下/戸 ただし、栽培面積が200aを越える場合は面積の半分以下とする。
吉野梨優良品種早期産地化対策事業	新植などおよび高接ぎに要する経費に対する補助	(1)新植など 苗木、ようりん、苦土石灰、堆肥 (2)高接ぎ 穂木、シーバルS、メーデル、癒合剤	・ 高接ぎ 10a以下/戸 ・ 新植など 苗木数10以上100本以下/戸 ・ 対象品種 秋麗・あきづき
柑橘類品質対策事業	葉面散布剤に対する補助	葉面散布剤、ジューシハチサン、カンミアップなど	・ 対象品目 柑橘類

お問い合わせ先：農業振興課 農政係 ☎ 52 - 5854 (直通)

知っていますか？

計量器の定期検査

取り引きや身体検査などの証明に使用する計量器は、計量法第19条の規定により2年に1回の定期検査を受けるよう義務付けられています。

氷川町では、次の日程で検査を行いますので、該当する計量器をお持ちの人は受検されますようお願いいたします。

- ◆ 検査日 8月20日(月)
- ◆ 検査受付時間・場所
 - ① 10時～11時30分
 - ② 13時～15時

- ◆ 持参する物
 - 計量器(質量計など)
 - 手数料250円～2200円

- ◆ 検査対象計量器 (取引または証明)

- ・ 商店などで商品(精肉、鮮魚、青果、総菜など)の売買に使用するばかり。
- ・ 病院、薬局などで使用している調剤用のはかり。
- ・ 学校、病院、保育園などで使用している体重測定用のはかり。
- ・ 農協、漁協など流通物資の集荷、出荷などに使用するばかり。

・ 宅配など運送業者らが貨物の運賃算出用に使用するばかり。

なぜ検査が必要なの？

計量器は、生活のあらゆる場面で使用されていて、消費者との関わりが深いと言えます。そのため、目的に応じた正確性をもって計量が実施されるよう、定期検査が必要となります。

検査を受けなかったら？

定期検査を受けずに計量器を取引や証明に使用した場合、法律により罰せられることがあります(50万円以下の罰金ほか)。



家庭用マークのある計量器は？

次の家庭用マークのある計量器は、一般生活に使用されるものであり、検査の必要はありません。



◆ お問い合わせ先

宮原振興局 商工観光課
☎ 62・2315(直通)

(社)熊本県計量協会
☎ 096・367・7816

熊本県産業技術センター
総務管理室計量検定グループ
☎ 096・369・2151

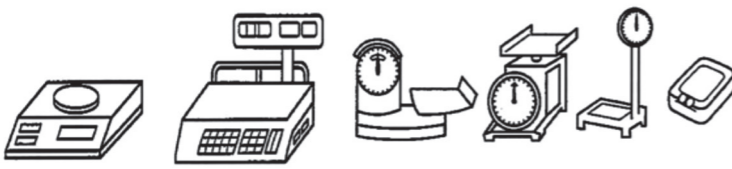
定期検査対象計量器分類図(質量計)

(下記は通常のものであるが型式能力により多少の相違はあります)

種類	手数料	種類	手数料	種類	手数料
天びん	600円	等比皿手動はかり	600円	手動指示併用はかり	550円



種類	手数料		種類	手数料	
	秤量100kg以下	1,400円		指示	秤量100kg以下
電気式	秤量250kg以下	1,800円	指示	秤量250kg以下	900円
	秤量500kg以下	2,200円		秤量500kg以下	1,500円



種類	手数料		種類	手数料	
	秤量100kg以下	500円		棒はかり	250円
手動	秤量250kg以下	900円	直線目盛	250円	
	秤量500kg以下	1,500円			
手動	不等比	500円			
	おもり(5個)	50円			
	分銅(5個)	50円			

